

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成25年7月25日(2013.7.25)

【公開番号】特開2012-8756(P2012-8756A)

【公開日】平成24年1月12日(2012.1.12)

【年通号数】公開・登録公報2012-002

【出願番号】特願2010-143361(P2010-143361)

【国際特許分類】

G 06 F 21/62 (2013.01)

G 06 F 12/14 (2006.01)

H 04 L 9/32 (2006.01)

H 04 L 9/08 (2006.01)

G 06 K 19/073 (2006.01)

G 06 K 19/10 (2006.01)

【F I】

G 06 F 12/14 5 3 0 C

G 06 F 12/14 5 1 0 D

G 06 F 12/14 5 4 0 P

H 04 L 9/00 6 7 3 B

H 04 L 9/00 6 0 1 C

G 06 K 19/00 P

G 06 K 19/00 R

H 04 L 9/00 6 7 5 D

【手続補正書】

【提出日】平成25年6月12日(2013.6.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 9】

しかし、前述したように、AACSの規定は、Blu-ray Disc(登録商標)等のディスク記録コンテンツを利用制御対象として想定しているものであり、USBメモリなどを含むフラッシュメモリタイプ等のメモリカードに記録されるコンテンツについては十分な利用制御に関する規定がないという問題がある。